

所管部課	政策経営部 企画政策課		部長	武越 信昭	
件名	東大和州市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項
					2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市長部局各部課			
<p>1 要旨</p> <p>令和8年4月1日付組織改正等に伴い、東大和州市長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行に関する規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>①別表第1（教育委員会への委任事務） 給食費の公会計化に伴い、市長の権限に属することとなった「給食費の徴収及び還付に関する事務」を市長から教育委員会への委任事務とするため、別表第1の委任事項に追加する。</p> <p>②別表第1（教育長への委任事務） 令和8年4月から、通信費については、総務課における一括伝票作成による自動引落払を実施するため、教育委員会主管課での通信費に係る伝票作成が不要となる。 このことに伴い、教育長に委任している支出負担行為及び支出命令の作成事務から当該通信費を除くための改正である。 ※教育長への委任事務から除かれている「公共料金」に「等」を加えることで、通信費の除外に対応するものである。</p> <p>③別表第3（補助執行事務） 契約締結を契約検査課に請求後の当該契約に係る支出負担行為の作成は、これまで契約検査課が行っていたが、令和8年4月から導入される新財務会計システムの仕様に基つき、請求を行った主管課で作成することとなった。これに伴い、教育委員会においても、当該契約に係る支出負担行為を作成するよう、当該支出負担行為の作成を教育部長等に補助執行させるための改正である。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和8年3月中旬 教育委員会に委任及び補助執行について協議 令和8年3月27日 教育委員会から承諾書を受領</p>					
3 留意事項（問題点等）					
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5 審議結果</p> <p>決定</p>					